

○『委託契約書』新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第43条 ・ ・ 略 ・ ・</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託金額から出来形部分に相応する委託金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年<u>3.0パーセント</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>・ ・ 略 ・ ・</p> | <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第43条 ・ ・ 略 ・ ・</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託金額から出来形部分に相応する委託金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年<u>2.5パーセント</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>・ ・ 略 ・ ・</p> |
| <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第44条</p> <p>受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 第29条第2項(第32条において準用する場合を含む。)の規定による委託金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、年<u>3.0パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> | <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第44条</p> <p>受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 第29条第2項(第32条において準用する場合を含む。)の規定による委託金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、年<u>2.5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> |
| <p>(賠償金等の徴収)</p> <p>第48条</p> <p>受注者が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を、発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者はその支払わない額に、発注者の指定する期間を経過した日から委託金額支払いの日まで、年<u>3.0パーセント</u>の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき委託金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数に年<u>3.0パーセント</u>の割合で計算した額の延滞金を徴収する。</p> | <p>(賠償金等の徴収)</p> <p>第48条</p> <p>受注者が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を、発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者はその支払わない額に、発注者の指定する期間を経過した日から委託金額支払いの日まで、年<u>2.5パーセント</u>の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき委託金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数に年<u>2.5パーセント</u>の割合で計算した額の延滞金を徴収する。</p> |